

岐 阜 県 公 報

令 和 八 年 一 月 十 六 日 (金曜日)

(金曜日)

目 次
告 示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない
区域の指定

(環境管理課)

一
五
ジ

岐 阜 県 告 示 第 二 十 二 号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といふ。)を次のとおり指定する。

令和八年一月十六日

岐 阜 県 知 事 江 崎 穎 英

告 示

- 一 形質変更時要届出区域
瑞浪市金戸町字梅本八九一番八の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第四十七条の土壤溶出
量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

令和八年一月十六日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社